

5 システム稼働環境

(5) その他機器

課税資料用イメージスキャナに関しては別途調達を予定されているとあるが、本業務においてスキャナの仕様等、条件がある場合はご指定することは可能でしょうか。

指定した以外の仕様では本業務委託の履行または本業務委託において構築するシステムの利用が困難となり、その内容について本市が認める場合は指定可能とします。

5 システム稼働環境

(5) その他機器

クライアント端末及びプリンターについては情報部門で調達したものを利用するため、本調達の範囲外となるが、当該機器の利用にあたって必要な設定を行うこと

お見込みのとおりです。ただし、インストーラーやユーティリティ、上書きコピー時の確認メッセージ等、ユーザ作業が必要になる場合は、必要な設定作業を本業務委託の範囲として実施するものとします。

こちらの記載について、クライアント端末への設定は資材や手順を提供すれば貴市にて展開していただける認識で良いでしょうか。他契約にて手配された機器を弊社が操作するケースはないと想定しております。

7 保守要件定義

(1) ソフトウェア保守要件

オ 「他社ライセンス (MicrosoftやOracle等)が必要となる場合で、クラウド側に必要となるライセンス込みの機能・サービスがある場合においては、ライセンスを持ち込む場合と比較して、より安価となる方法を採用すること。」と記載がありますが、自社ライセンス含め買取ライセンスのほうが安価な場合はそちらを採用する提案でよろしいでしょうか。

お見込みのとおりです。

18 特記事項

(1) 著作権等

ア 「本調達の成果物に係る著作権法第21条から第28条に規定する権利は、本市及び受託者の共有とすること。ただし、成果物に受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、これらは受託者に留保される…」と記載がありますが、成果物のうち、受託者だけでなく第三者が従前から保有する知的財産権についても、権利が留保される理解でよろしいでしょうか。

お見込みのとおりです。

18 特記事項

(1) 著作権等

ア「本調達の成果物に係る著作権法第21条から第28条に規定する権利は、本市及び受託者の共有とすること。」と記載がありますが、企業連合で応札する場合、成果物のうち企業連合の構成員による著作物にかかる権利については、貴市および代表構成員および当該構成員の共有となる理解でよろしいでしょうか。

お見込みのとおりです。

18 特記事項

(1) 著作権等

イ「本市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。」という記載がありますが、本業務で新規に作成する納品物において、受託者の営業秘密を含むものについては、第三者に開示された場合、受託者の事業活動に支障が生じる可能性があるため、不正競争防止法の観点からも、公表の事前に、その可否について確認を必須としたいのですが、よろしいでしょうか。

問題ありません。

・技術提案書作成要領について

3 提案書作成上の留意事項

提案書の補足資料を読みやすさのためA3判で提出したいと考えております。A3で作成した場合、ページ数は1ページというカウントでよろしいでしょうか。

問題ありません。

・落札者決定基準について

2 評価基準

(4) 技術提案評価点の算出方法

ア 技術提案書審査

(イ) 書類審査の留意事項

③説明者に記載のある「業務ごと」とは、P5に記載の対象業務という理解でよいでしょうか。

お見込みのとおりです。

2 評価基準

(4) 技術提案評価点の算出方法

イ 操作性審査

(ウ) 方法

「事務ごとに説明員を変えることは差し支えない。」という記載の「事務ごと」とは、P5に記載の対象業務という理解でよいでしょうか。異なる場合、ご想定をお示しください。

お見込みのとおりです。

<p>2 評価基準 (4) 技術提案評価点の算出方法 イ 操作性審査 (エ) 割り当て時間及び配点 表3 操作性審査対象機能等一覧に記載されている対象業務の審査ですが、複数業務が同時進行で審査される可能性がありますでしょうか。</p>	<p>複数業務を同時進行で審査することはありません。</p>
<p>・別紙13_システム利用組織と職員数について</p>	
<p>個人住民税については本体の税システムに加え、申告支援システムの導入をもって仕様を充足したいと考えております。この場合、申告支援システムの導入が必要となる課は税制課、市民税企画課、市民税課になると想定しておりますが、その想定で問題ないでしょうか。(申告支援システムでは申告書取り込み～合算までの処理を想定)</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>・様式2 機能要件適合表について</p>	
<p>機能要件適合表について、実現方法区分の記載が求められていない機能(グレーアウトされている項目)に対しても、認識齟齬を無くすため弊社の機能想定を記載したいと考えております。 「その他特記事項」欄に記載してもよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>・様式2 機能要件適合表について</p>	
<p>仙台市要件(実装方法)の重要性が「A」のものは、評価上「仙台市要件(オプション要否)」が「A」と同じ評価と考えてよいか。 また、両方に「A」とあるものはそれぞれで評価される認識で良いでしょうか。 例えば固定資産税の機能ID 0120003が該当します。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>以上</p>	

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積・技術提案書作成に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに記載します。